

専決処理報告 第2号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の専決処理報告

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規程（抜粋）

（臨時の専決）

第6条 教育長は、第2条に掲げる事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第22号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号中「高知県スポーツ振興審議会」を「高知県スポーツ推進審議会」に改める。

第40条の表中

「

高知県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
--------------	--	-----------

」

を

「

高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
--------------	---	-----------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

參考資料

新 旧 対 照 表 新 旧

新	旧
目次	目次
第1章 総則(第1条-第5条)	第1章 総則(第1条-第5条)
第2章 事務局	第2章 事務局
第1節 課及び事務所の設置並びに名称等(第6条-第8条)	第1節 課及び事務所の設置並びに名称等(第6条-第8条)
第2節 分掌事務	第2節 分掌事務
第1款 課の分掌事務(第9条-第18条)	第1款 課の分掌事務(第9条-第18条)
第2款 事務所の所掌事務(第19条・第20条)	第2款 事務所の所掌事務(第19条・第20条)
第3章 教育機関	第3章 教育機関
第1節 教育センター(第21条-第23条)	第1節 教育センター(第21条-第23条)
第2節 心の教育センター(第24条・第25条)	第2節 心の教育センター(第24条・第25条)
第3節 県立図書館(第26条・第27条)	第3節 県立図書館(第26条・第27条)
第4節 幡多青少年の家(第28条・第29条)	第4節 幡多青少年の家(第28条・第29条)
第4章 連絡調整機関(第30条・第31条)	第4章 連絡調整機関(第30条・第31条)
第5章 プロジェクトチーム(第32条-第34条)	第5章 プロジェクトチーム(第32条-第34条)
第6章 職制(第35条-第39条)	第6章 職制(第35条-第39条)
第7章 附属機関(第40条)	第7章 附属機関(第40条)
付則	付則
高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)	高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)
本則	本則
第2章 事務局	第2章 事務局
第2節 分掌事務	第2節 分掌事務
第1款 課の分掌事務	第1款 課の分掌事務
(スポーツ健康教育課)	(スポーツ健康教育課)

第 17 条 スポーツ健康教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 高知県スポーツ推進審議会に関すること。

(11)～(18) 略

第 7 章 附属機関

(附属機関)

第 40 条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課
高知県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 11 条第 1 項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	小中学校課
高知県産業教育審議会	産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 12 条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高等学校課
高知県社会教育委員	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条及び第 17 条の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務	生涯学習課
高知県立図書館協議会	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯学習課
高知県生涯学習審議	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成 2 年法律第 71 号)第 10 条第 1 項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する	生涯学習課

第 17 条 スポーツ健康教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 高知県スポーツ振興審議会に関すること。

(11)～(18) 略

第 7 章 附属機関

(附属機関)

第 40 条 附属機関の名称、担当事務及び所管課は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課
高知県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 11 条第 1 項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	小中学校課
高知県産業教育審議会	産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 12 条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高等学校課
高知県社会教育委員	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条及び第 17 条の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務	生涯学習課
高知県立図書館協議会	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯学習課
高知県生涯学習審議	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成 2 年法律第 71 号)第 10 条第 1 項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する	生涯学習課

会	重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	文化財課
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課

会	重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	文化財課
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課